

令和4年度宮崎県地域生活定着促進事業 実施要領

1 目的

本事業は、高齢者や障がい者等、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者を、退所後直ちに福祉サービス等につなげるとともに、刑事司法手続きの入口段階にある高齢又は障がいのある被疑者・被告人等で釈放後に自立した生活を営むことが困難な者に対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするため、被疑者等支援業務を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援し、再犯防止対策に資することを目的とした「宮崎県地域生活定着支援センター」を運営する事業について、以下のとおり委託先を募集します。

2 委託事業名

令和4年度宮崎県地域生活定着促進事業

3 事業内容

この事業は、「令和4年度宮崎県地域生活定着促進事業仕様書」（以下「仕様書」という。）及び「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針（平成21年5月27日付け社援総発第0527001号）」（以下「運営指針」という。）に基づき、運営・実施します。

4 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

5 委託料について

- (1) 委託料上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

26,157千円

※ 本件委託契約は、宮崎県の令和4年度当初予算が議決となり、令和4年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに効力が生じます。

- (2) 対象経費

委託料の対象経費については次のとおりとします。

報酬、給料、職員手当、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、保険料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）

※ 常勤・専任以外の職員に係る経費は、この事業に従事したと認められる範囲内についてのみ対象経費とする。

6 応募資格

社会福祉法人、NPO法人等の民間団体であり、次の条件をすべて満たすこと。

- (1) 宮崎県内に主たる事務所を有する団体であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 定款、規約等で組織の運営について定めていること。

- (4) 事業の実施に十分な事務局の体制を整えられること。
- (5) 予算、決算、事業報告等を的確に行っていること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。
- (7) 特定の公職者（その候補者等を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としていないこと。
- (8) 暴力団でないこと、又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。
- (9) 法令等に違反していないこと。

7 応募方法等

(1) 応募書類等の提出

この事業の受託を希望する場合は、以下の書類を提出してください。

募集要項や応募書類等は、(5)の提出場所及び問い合わせ先まで直接取りに来られるか、県庁ホームページ「新着情報」又は「福祉保健部福祉保健課」ページから入手してください。

<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/fukushihoken/index.html>

- ① 宮崎県地域生活定着促進事業委託応募書（別添様式1）
- ② 宮崎県地域生活定着促進事業計画書（別添様式2）
- ③ 団体の概要に関する書類（別添様式3）
- ④ 誓約書（別添様式4）
- ⑤ その他添付書類
 - ・ 応募者の概要（組織体制や業務内容を表すもの。概要、パンフレット等）
 - ・ 定款又はこれに代わるもの（規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を定めた書類等）の写し
 - ・ 役員名簿
 - ・ 法人にあっては、法人の登記事項証明書（3か月以内に取得したもの）
 - ・ 直近1年の事業報告書・収支決算書、事業計画書・収支予算書
 - ・ 本業務受託時の実施体制図（本業務統括責任者、体制表、緊急連絡先等）

(2) 提出期限

令和4年3月11日（金）午後5時

(3) 提出方法

平日の午前9時から午後5時までの間に、持参してください。

(4) 募集に関する質問の受付及び回答

本募集要項に関する質問は、次により受け付け、電子メール又はFAXのいずれかにより質問者あて直接回答します。

- ・ 受付期間 令和4年3月4日（金）まで
- ・ 受付方法 質問票（別添様式5）に記入の上、FAX(0985-26-7326)してください。

(5) 提出場所及び問い合わせ先

宮崎市橘通東2丁目10番1号（防災庁舎2階）

宮崎県福祉保健部福祉保健課 地域福祉保健・自殺対策担当

担当：田中

TEL 0985-44-2660 FAX 0985-26-7326

E-mail:tanaka-futoshi@pref.miyazaki.lg.jp

- (6) 提出部数
7部（正本1部、副本（コピー）6部）

8 審査方法等

- (1) 県が設置する令和4年度宮崎県地域生活定着促進事業業務委託に係る審査委員会において審査を行い、選定します。
令和4年3月16日（水）【予定】に、同審査会において応募団体等によるプレゼンテーションを予定していますが、詳細については別途連絡します。
- (2) 審査基準
別表の各項目の審査内容に基づき、各項目の配点の合計を100点満点として採点。各審査委員の採点数合計で算出。（同点の場合、審査委員の挙手により決定）
- (3) 選定結果の通知
選定結果については、申請者全てに文書で通知します。（令和4年3月22日頃発送予定）

9 その他留意事項等

- (1) 実施要領に明記されていない事項について、提案を盛り込むことを避けません。
- (2) 採用された団体については、宮崎県財務規則等の規定に基づき、委託契約を行います。その際、県と協議の上、提案内容の一部を変更する場合があります。
- (3) 次に該当する場合は失格とします。
- ① 参加資格を満たさなくなった場合又は参加資格を満たさないことが判明した場合。
 - ② 申請書類や提案内容に虚偽があることが判明した場合。
- (4) 審査結果及び採択事業者名を県のホームページに公表します。
- (5) 応募書類の作成・提出、プレゼンテーションに係る経費等、本事業受託者募集に要する経費は、全て応募者の負担とします。
- (6) 提出された書類は、事業実施団体の選定以外に原則として使用しません。
- (7) 提出された書類は、選定事務必要な範囲で複製を作成することがあります。
- (8) 提出された申請書等の書類については、返却できません。
- (9) 提出期限後の提出書類の再提出及び差替えは原則として認めません。
- (10) 申請受付後に辞退する場合には、書面により申し出てください。（様式は任意）

(別表)

審査項目	審査内容	配点	
1 運営方針	①センターの運営方針について、実施要領及び国の指針に沿ったものとなっているか。	20	5
	②業務を円滑かつ効果的に行うため、事業実施に必要な知識やノウハウがあるか。		10
	③矯正施設を退所した高齢者・障がい者の支援を実施した実績があるか。		5
2 管理運営	④実施要領に基づいた職員体制（職員数）が確保され、事業の実施に必要な経歴、資格等を有する職員を配置しているか。	20	10
	⑤センターの運営体制や事業の規模、内容等について、仕様書に基づき具体的に計画されているか。		10
3 事業内容	⑥矯正施設退所者に対する支援業務について具体的に提案されているか。	50	15
	⑦被疑者・被告人等に対する支援業務について具体的に提案されているか。		15
	⑧県、保護観察所、福祉サービス提供施設、他県等のセンター等との連携体制が整えられているか。		10
	⑨事業を円滑かつ効果的に実施するため、関係機関等からなる会議の開催が予定されているか。		5
	⑩普段から社会福祉貢献活動等の取り組みを行っているか。		5
4 その他	⑪センター事業に関する有益な提案があるか。	10	5
	⑫事業の実施に必要な経費は、適正かつ経済的に積算されているか。		5
合 計		100	100

【審査方法】

- (1) 委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- (2) 全ての委員の点数を集計する。
- (3) 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。
なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (4) 委員の合計点数が最低基準点である240点（満点400点×6割）以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- (5) 参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である240点以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。
- (6) 評価点を3点未満とした項目については、その理由を記載すること。

【評価基準】

5	4	3	2	1	0
標準より非常に優れた提案	標準より優れた提案	標準的な提案	標準よりもやや劣る提案	標準より劣る提案	評価不能